

一宮市データ連携基盤導入業務
プロポーザル実施要領

2024 年 7 月

一宮市

1 目的

地域の DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するために、データ連携基盤を導入し、個々の行政サービスが持つ様々なデータを横断的に収集、連携を行い、また、既に発足済の産学官連携のコンソーシアムを活用し、データ連携基盤と接続する行政サービスの検討・実装を進めることで、市民の Well-Being 向上を目指し、市民がずっと住み続けたいと思う持続可能なまちを実現することを目的とする。

また、現状は、行政サービスの不連続性や、各種アプリの ID やパスワードの乱立など、ユーザインタフェースにおけるデメリットが課題として顕在化している。この課題を解決するために API を公開、接続することにより、データ連携基盤をアプリケーションのプラットフォームとして機能させ、また、市が展開するサービス、アプリを共通 ID・パスワードですべて使用することができるようになる。さらに、各アプリで取得するデータアセットと、既存のオープンデータ等を連携することで、データの付加価値をあげることが可能となる。

2 業務の概要

(1) 業務名

一宮市データ連携基盤導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別添「一宮市データ連携基盤導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日～2025 年 2 月 28 日（金）までとする。

※2025 年 3 月以降の利用等に関する契約に関しては別途受託者と契約する。

(4) スケジュール

システムの本稼働について

2025 年 2 月 3 日（月） データ連携基盤 ・ 市民ポータルサイト 稼働開始

※2025 年 2 月 2 日（日）までに構築を完了し公開（利用可能）すること。

(5) 提案上限価格

69,300,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

導入準備費及び稼働からのシステム利用等にかかる全ての費用を含む。

(6) その他

本事業は総務省の令和 6 年度「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」で採択された事業であるため、事業を理解し、実施要領に従い業務を行うこと。また市の要請に基づき必要な資料の作成、手続き等も行うこと。

3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出期限において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (5) 一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。もしくは契約時まで、一宮市入札参加資格者名簿に登録される見込みがあること。
- (6) 「プライバシーマーク」、「ISMS（ISO/IEC27001 若しくは JIS Q 27001）」等の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
- (7) 過去に都道府県、市町村等において本業務と同等のシステム構築・運用業務についての実績を有すること。
- (8) デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログの「データ連携基盤」に登録されている製品もしくはデジタル田園都市国家構想推進交付金にデータ連携基盤として採択された製品であること。

4 選定スケジュール

企画提案の審査は、一宮市データ連携基盤導入業務選定委員会により行う。

公募開始から優先交渉権者決定までのスケジュールは次のとおりである。

年月日	項目	備考
2024 年 7 月 22 日（月）	プロポーザル公募開始 ・参加申込書提出開始 ・質問受付開始	専用サイトから提出
2024 年 7 月 24 日（水）15 時	質問受付締切	
2024 年 7 月 26 日（金）予定	質問回答（予定）	電子メールにて送付
2024 年 8 月 2 日（金）17 時	参加申込書提出締切	
2024 年 8 月 6 日（火）予定	提案者選定の通知（予定）	電子メールにて送付
2024 年 8 月 13 日（火）17 時	提案資料の提出締切	
2024 年 8 月 21 日（水）予定	プレゼンテーション実施（予定）	原則対面 ※事情によりオンラインも可
2024 年 8 月 23 日（金）予定	結果通知（予定）	電子メールにて送付
2024 年 9 月上旬	契約締結	

5 本件に関する連絡先及び書類等提出先

〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市役所本庁舎（6 階） 総合政策部地域 DX 戦略室

E-mail: 138dx@city.ichinomiya.lg.jp 電話: 0586-28-9142

提出用 URL : <https://logoform.jp/form/Z3LR/650738>

(一宮市データ連携基盤導入業務プロポーザル資料提出専用サイト)

※参加申込書等、質問、提案書等は、上記専用の提出サイトから提出すること。

なお、提出フォームのアップロード上限値は1 ファイルあたり 10MB までとなるため、それを超えてアップロードできない等ある場合は、別途送信方法について案内するため、速やかに上記連絡先へ連絡すること。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加するものは、次のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア. 【様式 1】プロポーザル参加申込書兼誓約書

イ. 【様式 2】企業概要兼業務実績報告書

ウ. 「プライバシーマーク」または「ISMS (ISO/IEC27001 若しくは JIS Q 27001)」等の情報セキュリティに関する認証の写し

※紙媒体をスキャンしたものを提出する場合、PDF 形式にし、容易に識字できる解像度で提出すること。

(2) 提出方法

5. 記載の（一宮市データ連携基盤導入業務プロポーザル資料提出専用サイト）から提出すること。

(3) 参加申込書受付期限

2024 年 8 月 2 日（金）17 時

(4) 提案者選定の通知

受領した書類を基に参加資格の確認を実施し、2024 年 8 月 6 日（火）までに提案者選定の通知を各事業者へ電子メールにて案内する予定である。

7 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法

【様式 3】質問書に質問を記入し、5. 記載の（一宮市データ連携基盤導入業務プロポーザル資料提出専用サイト）から提出すること。

※質問については、提出が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

(2) 質問書受付期限

2024 年 7 月 24 日（水）15 時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、2024 年 7 月 26 日（金）までに質問提出、もしくは参加申込書を提出した事業者に対し電子メールにて回答する。

なお、提案書の書き方等の質問には答えられないので注意すること。また、参加資格を満たさないことが明らかな質問者からの質問に対しては、市は回答しないことができるものとする。

(4) 回答の扱い

質問への回答は、本実施要領等の追加又は訂正とみなす。

8 提案資料提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

提案事業者は、以下のア、イの書類を提出すること。

ア. 提案書 1部

別紙基本仕様書等の記載内容を十分に理解したうえで、別紙1「企画提案書作成要領」に基づき提案書を作成すること。

イ. 【様式4】見積書、見積明細書 1部

提案システムの導入及び運用保守に関する見積書を提出すること。なお、見積明細書には代表者名記載と押印すること。

見積書の件名は次のとおりとする。「一宮市データ連携基盤導入業務」

また、見積書の項目は仕様書の「業務内容」の項目にて内訳を記載すること。

(2) 提案書等資料の提出期限

2024年8月13日（火）17時まで

(3) 提出方法

5. 記載の（一宮市データ連携基盤導入業務プロポーザル資料提出専用サイト）から提出すること。

※書類は全て電子データを提出すること。

※送付後、必ず提出確認の連絡（5. 記載の電話）を行うこと。

9 プレゼンテーションについて

本件に関するプレゼンテーションについては以下のとおり実施する。

(1) 実施概要

プレゼンテーションは、以下の構成で実施されることとする。

ア. 提案書に基づく提案（40分以内）

イ. 質疑応答（10分以内）

(2) プレゼンテーション実施の際の注意点

- ・（1）ア. については、原則提案書の内容に記載の事項について説明することとし、プレゼンテーション当日の追加資料の配布は不可とする。
- ・説明については簡潔かつ、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に留意すること。
- ・プレゼンテーション実施において、パソコン等の画面を投影するためのスクリーン（75インチを想定）やOAタップ、マイク等については一宮市で準備するが、パソコン（付属品を含む）については提案者が用意すること。またスクリーンに投影するための映像端子はHDMIケーブルを想定しているため、当該端子を差すことのできるパソコンを用意すること。

(3) プレゼンテーション時期・場所

プレゼンテーションは2024年8月21日（水）に一宮市本庁舎での実施を予定している。

詳細な時間、場所等は別途提案者に通知する。

1 0 参加辞退届について

本プロポーザルへの参加を申込したが、やむを得ず辞退する場合は【様式 5】参加辞退届に押印、必要事項を記入の上、速やかに提出すること。

(1) 提出方法

5. 記載の（一宮市データ連携基盤導入業務プロポーザル資料提出専用サイト）から提出すること。

※送付後、必ず提出確認の連絡（5. 記載の電話）を行うこと。

1 1 選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者を選定する。なお、提案上限価格を超えた場合は、失格とする。

1 2 審査後の流れ

(1) 優先交渉権者の決定

機能評価及び価格評価の合計を総合評価とし、点数が最も高かった者を優先交渉権者とする。

総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を優先交渉権者とする。

なお、それでも決定できない場合は、選定委員会において決定する。

辞退者及び失格者は対象外とする。

(2) 結果通知

結果は、2024 年 8 月 23 日（金）（予定）に、提案者（辞退者を除く）すべてに電子メールで通知する予定である。

なお、優先交渉権者の業者名及びその合計点以外は公表しないものとする。

また、審査経過や結果に対する異議は一切受けつけない。

(3) 失格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

ア 提出書類が期限までに提出されない場合

イ 提案上限価格を超過している場合

ウ 本実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しない場合

エ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

オ 審査の透明性、公平性を害する行為があったと認められる場合

カ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

1 3 契約

優先交渉権者は一宮市との間で、契約を締結するための仕様書等の協議を速やかに行い、契約内容を確定する。ただし、協議が成立しない場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。

契約は、2（3）のとおり契約を締結する。

1 4 費用

本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 提案書等は、本件以外に無断で使用しない。
- (2) 提案書等は、無断で公開しない。
- (3) 提出書類等は、当市の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。
- (6) 提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (7) 提案書等は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出後の提案書等の差替え、訂正、再提出は一切認めない。
- (9) 提出書類は日本語、通貨は日本円とすること。
- (10) 辞退あるいは失格した場合でも、これを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (11) 応募状況により選考方法を変更することがある。その場合、参加申込書の提出事業者に連絡を行う。

企画提案書作成要領

1 作成上の留意点

(1) 書式等

- ア 提出形式は、電子データ（拡張子：PDF）とする。
- イ 枚数は表紙・裏表紙等を含め 30 ページ以内とし、整理し記載すること。
- ウ 表紙を含め各ページには、下部にページ番号を表示すること。
- エ 表題は「一宮市データ連携基盤導入業務 企画提案書」とする。

(2) 留意点

- ア 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- イ 提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。

2 記載内容

提案書の記載内容は下表のとおりとする。

記載項目	提案書記載要領
(1) 導入概要	本業務の導入方針、システムのコンセプトや訴求ポイントについて記載すること。
(2) 導入実績	都道府県、市町村等における本業務と同等のシステム導入・稼働実績について記載すること。
(3) 導入体制・スケジュール	- ア 本業務の導入体制について記載すること。 - イ 導入にあたっての工程別スケジュールを記載すること。
(4) データ連携基盤機能	- ア 導入にあたり実装されるデータ連携基盤の内容、機能について記載すること。 - イ データ連携基盤、個人情報を含むデータの取り扱い、情報漏洩、バックアップ等に関してのセキュリティ対策を記載すること。 - ウ ID 登録機能、ID 連携機能の実績、汎用性について記載すること。 - エ アプリ、システムとのデータ連携、拡張性について記載すること。 - オ その他、本調達の範囲内で当市への導入にあたり有用であるとする独自提案について記載すること。
(5) 市民ポータルサイト/ アプリ	- ア 画面構成、UI、操作性について記載すること。 - イ 利用者にとっての有用な機能を記載すること。
(6) 円滑な導入のための対応	- ア 管理機能、画面について記載すること。 - イ 研修方法、研修内容及び研修期間について記載すること。
(7) 運用・保守	ア 運用・保守の内容及び体制について記載すること。

(8) 価格評価	(1-見積金額÷提案上限額) × 配点
(9) 将来的な展望	ア 導入後、データ連携基盤に関しての拡張性、次期のサービス検討提案などを記載すること。 なお、当項目の記載内容に関しての費用は、本業務に含めないこと。